

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 白井松器械株式会社
代表者及び住所 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1丁目19番16号
山下 太郎
2. 指名停止措置期間 : 令和6年8月21日から令和6年9月20日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 白井松器械株式会社の元社長ら2名は、令和5年2月、うその内容の決算報告書を銀行に提出し、5億円の融資を受ける契約を結んだなどとして、詐欺の容疑で令和6年5月30日に大阪府警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由 : 白井松器械株式会社の元社長らが、詐欺の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)